

# 認可地縁団体の手引き

2023年4月改定版

四日市市 市民生活課

TEL 059-354-8146

FAX 059-354-8316

E-mail [shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp)

＜目次＞	頁
1. はじめに.....	3
2. 地縁による団体とは.....	3
3. 申請できる団体.....	4
4. 認可の要件.....	5
5. 申請から認可までの手順.....	6
6. 認可申請時の必要書類.....	7
7. 認可告示後の手続き.....	9
8. 認可地縁団体の義務.....	10
9. 認可地縁団体の各種税金について.....	12
10. 認可の取り消しと解散.....	13
11. 認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例.....	14

＜様式集および参考例＞	頁
○認可申請書	18
○構成員の名簿	19
○就任承諾書	20
○就任承諾書(記入例)	21
○告示事項変更届出書(規約に定める事務所が会長宅となっている場合)	22
○告示事項変更届出書(規約に定める事務所が会長宅となっている場合の記入例)	23
○告示事項変更届出書(規約に定める事務所が会長宅となっていない場合)	24
○告示事項変更届出書(規約に定める事務所が会長宅となっていない場合の記入例)	25
○告示事項変更届出書(事務所の移転)	26
○規約変更認可申請書	27
○規約変更の内容及び理由	28
○所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	29
○申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	30
○規約の参考例	31～42
○総会議事録の参考例(通年時)	43～44
○総会議事録の参考例(認可申請時)	45
○総会議事録の参考例(規約変更時)	46

# 1. はじめに

---

これまで、自治会は、PTAや青年団などと同じく法的には通常「権利能力なき社団」と位置づけられ、自治会名義では不動産登記等ができませんでした。

しかし、自治会では不動産等の資産を保有している場合も多く、これまでは会長名義などで不動産の登記等を行ってきたようです。ところが、こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会等の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題が生じることとなります。

こうした問題に対処するために、地方自治法（以下「法」という。）の一部を改正する法律（平成3年4月2日公布施行）において、自治会が、一定の手続きの下に自治体の認可を受け、法人格を取得できる規定（法第260条の2）が盛り込まれました。また、当初認可の目的は法人格取得により、団体名義で不動産登記をできるようにすることであったため、現に不動産を保有しているもしくは近い将来確実に保有することが申請用件のひとつでした。現在は、認可の目的については不動産等の所有を前提としないものに見直されており（法第260条の2）、令和3年11月26日から、地縁による団体は「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、認可を受けることができるようになりました。

自治会が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

## 2. 地縁による団体とは

---

法第260条の2において法人格付与の対象となるのは『地縁による団体』です。

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（法第260条の2第1項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、『地縁による団体』と考えられます。

これに対し、青年団や婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有することの他に性別や年齢などの条件が必要な団体や、スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定的に特定されている団体は、地縁による団体とは考えられません。

### 3. 申請できる団体

---

申請できる団体は以下を満たす団体です。

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体  
いわゆる自治会・町内会が対象です。

以下のような団体は対象となりませんのでご注意ください。

○特定の目的の活動だけを行う団体

（同好会やスポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など）

○構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体

（老人会や子供会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）

## 4. 認可の要件

---

次の4つの要件（法第260条の2第2項）をすべて満たしている自治会・町内会が認可の対象となります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

→地域的な共同活動とは、集会施設の維持管理、清掃等の環境整備活動、高齢者施設等への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動など、一般的な自治会活動のことです。また、現にその活動を行っていると認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

→客観的に明らかとは、町又は字及び地番又は住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

→構成員になることのできる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。また、入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒んではいけません。構成員の加入資格等を規約に定めることもできません。また、相当数の判断は、一般的にその区域の住民の過半数を判断基準としています。

- (4) 規約を定めていること。

→規約には（ア）目的、（イ）名称、（ウ）区域、（エ）主たる事務所の所在地、（オ）構成員の資格に関する事項、（カ）代表者に関する事項、（キ）会議に関する事項、（ク）資産に関する事項が定められていることが必要です（法第260条の2第3項）

## 5. 申請から認可までの手順

---

認可地縁団体の申請には、自治会・町内会の中で、認可を申請する旨の意思決定が必要となります。申請の手順等準備段階から市民生活課と協議を行ってください。

自治会・町内会

(1)

(1) 認可申請の意思決定

↳

(2) 申請の相談・事前準備

・規約（会則）改正案の作成

・区域図の作成

(4)

・構成員名簿の作成 など

(3) 総会の開催

・地縁による団体認可申請について

・規約（会則）改正について

・役員を選任について など

(4) 認可申請書の提出

・必要書類については、7～8ページ参照

(5)

(5) 申請書類の審査

↳

(6) 市長による認可・告示、認可地縁団体台帳作成

(7)

(7) 認可書の通知

市

## 6. 認可申請時の必要書類

---

認可申請を行うことについて、自治会・町内会の中でよく話し合ってください。申請段階から市民生活課にご相談ください。

### (1) 認可申請書（様式集18ページ）

### (2) 規約（参考例31～42ページ）

規約には（ア）目的、（イ）名称、（ウ）区域、（エ）主たる事務所の所在地、（オ）構成員の資格に関する事項、（カ）代表者に関する事項、（キ）会議に関する事項、（ク）資産に関する事項が定められていることが必要です。またこれに加え、（ケ）規約の変更に関する事項、（コ）解散に関する事項、（サ）残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。

※規約については、地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため、規約作成について総会の議事に諮る前に必ず市民生活課に相談してください。

### (3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（様式集45ページ）

認可を申請する旨を決定した総会議事録で、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものを提出してください。

### (4) 構成員の名簿（様式集19ページ）

構成員全員の住所・氏名を記載したもので、会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。またその自治会内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。

### (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

申請前年度における「事業報告書」・「決算報告書」、申請年度における「事業計画書」・「予算書」等が必要です。

**(6) 申請者が代表者であることを証する書類（様式集20、45ページ）**

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものと、申請者が代表者となることを受託した旨の承諾等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるものが必要です。

**(7) 区域を示した図面**

地図等に区域を囲んで表示したものがが必要です。

## 7. 認可告示後の手続き

---

### (1) 法人登記

地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれにかえることとなります。そのため、法務局への法人登記は必要ありません。

### (2) 印鑑登録

四日市市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する規則（平成5年9月7日規則第35条）の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録することができます。

※詳細については、市民生活課までお問い合わせください。

### (3) 印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証明書は上記（2）で登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書に基づき、交付します。証明書発行にかかる手数料については、四日市市手数料条例（平成12年3月29日条例第10号）の規定に基づき、1通200円です。

※詳細については、市民生活課までお問い合わせください。

### (4) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書を添付することとなります。

不動産登記については、司法書士や法務局と協議してください。地縁団体の証明書が必要な場合は、市民生活課まで申請してください。証明書発行にかかる手数料については、四日市市手数料条例（平成12年3月29日条例第10号）の規定に基づき、1通200円です。

※詳細については、市民生活課までお問い合わせください。

## 8. 認可地縁団体の義務

---

認可後特に注意していただきたいことは以下のとおりです。

### (1) 告示事項の変更（法第260条の2第11項、法施行規則第19条）

告示された事項に変更があった場合、市長への届け出が必要になります。告示事項は、名称・規約に定める目的・区域・主たる事務所・代表者の氏名及び住所などが該当します。告示事項の内容に変更があった場合は、市民生活課までご相談ください。

#### ○代表者に変更があったとき

##### 【必要書類】

- ・告示事項変更届出書（様式集22または24ページ）
- ・代表者の就任承諾書（様式集20ページ）
- ・告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写し）

※代表者の任期が満了した際に届出が必要となります。

※任期満了後に同じ方が再任される場合でも届出が必要となります。

※規約で代表者の任期を1箇年としている場合には、毎年届出が必要となり、代表者の任期を2箇年としている場合には、2年ごとに届出が必要となります。

#### ○主たる事務所の所在が変わったとき

##### 【必要書類】

- ・告示事項変更届出書（様式集26ページ）
- ・告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写し）

### (2) 規約の変更（法第260条の3第2項）

規約を変更する場合には、市長の認可が必要となります。地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため、規約改正について総会の議事に諮る前に必ず市民生活課に相談してください。

##### 【必要書類】

- ・規約変更認可申請書（様式集27ページ）
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類（様式集28ページ）
- ・規約変更を総会で議決したことを証明する書類（総会議事録の写し）
- ・改正後規約全文

※規約変更の内容及び法施行規則第19条に定める事項（名称・目的・事務所の所在地など告示された事項）である場合には、別途、告示事項の変更届が必要になります。

(3) 財産目録の作成と備え置き（法第260条の4第1項）

認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。

(4) 構成員名簿の備え置き（法第260条の4第2項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。（ただし、市への報告、提出は必要ありません。）

(5) 総会の開催（法第260条の13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも、毎年1回は、構成員の通常総会を開いてください。

## 9. 認可地縁団体の各種税金について

認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法2条6号に規定する公益法人等とみなされます（法第260条の2第16項）。

認可地縁団体の税金の取り扱いについては、以下のとおりです。なお、減免措置を受けるための申請手続き等、詳細についてはお問い合わせ先にてご確認ください。

税の種類		認可地縁団体		お問い合わせ先
		収益事業（※1）を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割のみ課税 ※ただし減免措置あり	均等割・法人税割ともに課税	市役所市民税課 諸税係 ☎354-8133
	固定資産税	評価額で課税 ※ただし用途により減免措置あり	評価額で課税 ※ただし用途により減免措置あり	市役所資産税課 管理償却資産係 ☎354-8136
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ※ただし減免措置あり	均等割・法人税割ともに課税	四日市県税事務所 課税一課 ☎352-0577
	法人事業税	非課税	課税	四日市県税事務所 課税一課 ☎352-0577
	不動産取得税	課税 ※用途により減免措置あり		四日市県税事務所 課税二課 ☎352-0576
国税	法人税	非課税	課税	四日市税務署 ☎352-3141
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	課税	

（※1）収益事業の範囲は、法人税法施行令第5条で34業種が定められています。収益事業に該当するかについては税務署へお問い合わせください。

## 10. 認可の取り消しと解散

---

### (1) 認可の取り消し（法第260条の2第14項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になった場合、市長は認可を取り消すことがあります。

- 法260条の2第2項に定める認可要件（5ページ参照）のいずれかを欠くこととなったとき
- 不正な手段により認可を受けたとき

### (2) 解散（法第260条の20）

認可地縁団体が次に掲げる事由によって解散します。解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- 規約で定めた解散事由の発生
- 破産手続き開始の決定
- 認可の取消し
- 総会の決議
- 構成員が欠けたこと

## 1 1 . 認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例

---

### (1) 認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例について

地縁団体が認可を受けたことにより、当該認可地縁団体名義に所有権の保存又は移転の登記（不動産登記）を申請しようとしても、名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合、すべての相続人の確定や承諾を得ることが難しく、登記の申請をすることができない状況にありました。

そのため、平成27年4月1日より、地方自治法が一部改正され、地方自治法に認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例（以下「特例制度」といいます。）が設けられ、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、申請により市長の公告手続きを経て、認可地縁団体が登記申請できるようになりました（法第260条の38）。

### (2) 特例制度を受けるための要件

次に掲げる4つの要件（法第260条の38第1項）をすべて満たす場合、特例制度の申請が可能です。

- 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- 当該不動産の登記関係者（当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

### (3) 申請の流れ

#### 1 事前準備

- 書類の作成等について担当課（市民生活課）と相談
- 地縁団体名義にする不動産の所有者の把握
- 所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等

#### 2 総会の開催

- 規約に従い、総会を開催
- 【協議事項】
- ①申請不動産の所有に至った経緯について議決
  - ②特例適用を申請する議決

#### 3 申請

- 【提出書類】
- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式集29ページ）
  - ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
  - ③申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることに  
ついて総会で議決したことを証する書類
  - ④申請者が代表者であることを証する書類
  - ⑤地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

#### 4 審査

- 申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

#### 5 公告

- 要件を満たしている場合、下記の事項について市が3か月以上の公告を実施
- 【告示事項】
- ①地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
  - ②申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
  - ③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
  - ④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

#### 6 情報提供

- 異論がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を実施

#### 7 登記手続き

- 申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記手続き

(4) 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料について認可地縁団体が、特例制度を申請する場合の疎明事項及び疎明理由は以下のとおりです。

**疎明事項① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること**

**疎明事項② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること**

○ 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

□ 公共料金の支払領収書

□ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本

□ 旧土地台帳の写し

□ 固定資産税の納税証明書

□ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

上記□の資料が入手困難な場合、

■ 入手困難な理由書

■ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面

■ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

**疎明事項③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること**

□ 認可地縁団体の構成員名簿

□ 市区町村が保有する地縁団体台帳

□ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

上記□の資料が入手困難な場合、

■ 入手困難な理由書

■ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

**疎明事項④ 当該不動産の登記関係者(当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人)の全部又は一部の所在が知れないこと**

- 登記記録上の住所の属する市長が、当該市に登記関係者の「住民票」及び〔住民票の除票〕が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

**(5) 公告に対する異議申し立て**

申請不動産の所有権移転等の登記をすることについて、異議のある登記関係者は、公告期間内に「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」と関係書類を提出し、異議申し立てを行うことができます。異議申し立てがあった場合は、市が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、認可地縁団体にその旨通知します（地方自治法第260条の38第5項）。これにより、認可地縁団体の公告を中止することになります。

**〔必要書類〕**

- 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式集30ページ）
- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類

**(6) その他**

特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものです。不動産登記は対抗要件としての公示制度として位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

年 月 日

四日市市長

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書、事業計画書、決算書、予算書等）
- 5 申請者が代表者であることを証する書類



# 就 任 承 諾 書

年 月 日

自 治 会 御 中

住 所

氏 名

私は、 年 月 日開催の 自治会 総会において  
選任されたので、会長に就任することを承諾します。

(就任期間： 年 月 日～ 年 月 日)

# 記入例

## 就任承諾書

年 月 日

総会開催日以降かつ新任期が始まる  
日以前の日付

〇 〇 〇 自治会 御 中

住 所 四日市市〇〇町×××番地×

氏 名 〇 〇 〇 〇

会長の署名又は記名私印をお願いします。

私は、          年           月           日開催の 〇 〇 〇 自治会           総会において  
**総会開催日** **「通常」または「臨時」の**  
**いずれかを記入してください。**

選任されたので、会長に就任することを承諾します。

(就任期間：          年          月          日～          年          月          日)  
**各団体が規約に定める任期に基づき記入してください。**

年 月 日

四 日 市 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地  
名 称  
所在地 四日市市  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所 四日市市

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	事務所の所在地、代表者の氏名および住所			
変更内容		事務所の所在地		
	旧	四日市市		
	新	四日市市		
		代表者の氏名	代 表 者 の 住 所	
	旧		四日市市	
	新		四日市市	

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

事務所の移転及び代表者の任期満了に伴う変更

# 記入例(規約に定める事務所が会長宅となっている場合)

四日市市長

提出日は、下記2の変更年月日と  ○○○○年 ×月 △日  
同一の日付でお願いします

**新しい事務所の所在地  
新しい代表者の氏名、住所  
で記載をお願いします**

地縁による団体の名称及び事務所の所在地  
 名称 ○○○自治会  
 所在地 四日市市○○町×××番地  
 代表者の氏名及び住所  
 氏名 △△ △△  
 住所 四日市市○○町×××番地

## 告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

#### 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	事務所の所在地、代表者の氏名および住所		
変更内容	事務所の所在地		
	旧	四日市市 ○○町×××番地××	
	新	四日市市 ○○町×××番地	
		代表者の氏名	代表者の住所
	旧	□□ □□	四日市市 ○○町×××番地××
	新	△△ △△	四日市市 ○○町×××番地

#### 2 変更の年月日

○○○○年 ×月 △日

**新しい代表者の任期が始まる日**

#### 3 変更の理由

事務所の移転及び代表者の任期満了に伴う変更

**※ 任期満了により、同じ方が代表者(再任)となった場合もご提出をお願いします。なおその際、変更内容の旧・新を同じ方としてご記入をお願いします。**

年 月 日

四 日 市 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	代表者の氏名および住所		
変更内容		代表者の氏名	代 表 者 の 住 所
	旧		四日市市
	新		四日市市

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

代表者の任期満了に伴う変更

# 記入例(規約に定める事務所が会長宅となっていない場合)

四日市市長

提出日は、下記2の変更年月日と → ○○○○年 ×月 △日  
同一の日付をお願いします

規約に定める所在地の記載をお願いします → 地縁による団体の名称及び事務所の所在地  
名称 ○○○自治会  
所在地 四日市市○○町×××番地  
代表者の氏名及び住所  
新しい代表者の氏名、住所で記載をお願いします → 氏名 △△ △△  
住所 四日市市○○町××番地

## 告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

#### 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	代表者の氏名および住所		
変更内容		代表者の氏名	代表者の住所
	旧	□□ □□	四日市市○○町□□番地
	新	△△ △△	四日市市○○町××番地

#### 2 変更の年月日

○○○○年 ×月 △日

新しい代表者の任期が始まる日

#### 3 変更の理由

代表者の任期満了に伴う変更

**※ 任期満了により、同じ方が代表者(再任)となった場合もご提出をお願いします。なおその際、変更内容の旧・新を同じ方としてご記入をお願いします。**

年 月 日

四 日 市 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	事務所の所在地	
変更内容		事務所の所在地
	旧	四日市市
	新	四日市市

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

年 月 日

四日市市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

### 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3の規約の認可を受けたいので、別途書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
- 3 改正後の規約全文

## 規約変更の内容及び理由

### 1. 規約変更の内容

(改正前)

( )

第 条

(改正後)

( )

第 条

### 2. 規約変更の理由

年 月 日

四 日 市 市 長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項  
・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

- ・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称  
住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 38 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

四 日 市 市 長 様

異議を述べる者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称  
(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称  
住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人  
 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人  
 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書  
 住民票の写し  
 その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

# 〇〇町自治会規約<例>

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、区域内の会員相互の連絡、環境の整備、集会所その他施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員の福利厚生に関する事。
- (4) 集会所、その他施設の運営に関する事。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事。

### 【解説】

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定の活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。各項目については、各自治会の活動内容によって、修正や追加等を行ってください。なお、目的は必要的記載事項です。

(名称)

第2条 本会は、〇〇町自治会と称する。

### 【解説】

地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。今までの自治会の名称で構いません  
(例)〇〇自治会

なお、名称は必要的記載事項です。

(区域)

第3条 本会の区域は別表に定める区域とする。

### 【解説】

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められている必要があります。町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいとされています。なお、区域は必要的記載事項です。

(主たる事務所)

第4条 本会の事務所は、四日市市〇〇町××番地に置く。

**【解説】**

事務所の所在地が、地縁団体の住所となります。「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」とすることも可能です。なお、主たる事務所の所在地は、必要的記載事項です。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

**【解説】**

年齢、性別、国籍等の条件を会員の資格として定めることは、認められません。また法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めることは可能です(ただし表決権はなし)。なお、構成員の資格に関する事項は、必要的記載事項です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

**【解説】**

会費は、会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと定める必要があります。ただし、規約の改正は、総会における決議を必要とするため、表記のように定めて、年1回の通常総会で年度ごとに定めることが適当です。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。



5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

#### 【解説】

認可地縁団体には、地方自治法において一人の代表者を置かなければならないと規定されています(地方自治法第260条の5)。また会長に事故があったときに備え、副会長を置くことが望ましいとされています。監事についても地方自治法において規定されているため(地方自治法第260条の11及び260条の12)、一人又は複数人の監事を置くことが適当とされています。また、監事については会務の執行を監査する職務上、その他役員との兼務を避ける必要があります。その他役員については、各自治会の実情に合わせて設置を検討してください。その際は役員についての職務を明らかにしておくといよいでしょう。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 【解説】

役員任期は、法律上特に規定はなく、自主的に定めていただくことができます。また、事務執行上支障が生じないよう、本条第3項の定めを置くことが望ましいでしょう。

## 第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

**【解説】**

通常総会の名称は、定期総会でも構いません。総会は、運営事項のうち規約において役員会等に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行くとされています(地方自治法第260条の16)。規約の改正、解散の決議等、法律上総会の権限とされている事項や、事業計画および収支予算の決定、事業報告および収支決算の承認等、認可地縁団体にとっての重要事項は、総会の議決または承認による必要があります。また、会議に関する事項は、必要的記載事項です。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

**【解説】**

総会は、少なくとも毎年1回開催する必要があります(地方自治法第260条の13)。また、毎年1月から3月までの間に財産目録を作成する必要があります(地方自治法第260条の4)。このことから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うためには、通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があります。また第2項第2号は、地方自治法第260条の14に則る規則であり、5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることは可能です。しかし、招集を求めることが困難となるような割合を設けることのないよう留意する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

## 【解説】

臨時総会開催の請求があったときは、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要があります。また、総会の招集通知は、総会の日より少なくとも5日前までには、通知しなければならず(地方自治法第260条の15)、通知方法は規約で定めるものとされています。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として書面をもって表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

## 【解説】

「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることもできます。法律上、定足数や議決数の定めはありませんが、規約例のように定めることが適切と考えられます。また、特定の重要な事項の決議の会員数について、出席会員の3分の2または4分の3等の規定を定めることも可能です。次に認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とするものとされています(地方自治法第260条の18)ので、その旨の規定を設けます。また、第22条に定める書面若しくは電磁的方法による表決及び委任表決を行った会員についても、定足数及び議決に要する会員数に含めることになります。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

#### 【解説】

会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するため、議事録の作成が必要です。議事録は「認可申請時」、「告示事項変更届」、「規約変更認可申請」などの際に必要となりますので、総会の議事について、議事録を作成する必要があることを規約に定めておく必要があります。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、役員会に組長等の出席を求めることができる。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

**【解説】**

団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には難しいため、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが適当です。また役員会の構成について、監事は会務の執行を監査する職務上、具体的な会務の執行方針等を決定する役員会には参画しないこととするのが適当と考えられています。

**第6章 資産及び会計**

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

**【解説】**

日常の資産管理は会長が行いますが、日常の出納その他の会計事務は、役員で会計を設けた場合は、会計が担当することになります。

団体の不動産等資産を処分又は担保に供するような場合は、総会の特別議決により行うことが適当と考えられます。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合に

は、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3カ月以内に総会の承認を受けなければならない。

#### 【解説】

事業計画・事業報告及び収支予算・収支決算は、地縁による団体にとって重要事項であり、総会の議決又は承認を受けなければなりません。なお、財産目録は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に作成しなければなりません(地方自治法第260条の4)。ただし、事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に1回行うのが通例と考えられます。したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において収支予算が議決される日までの間は、収支予算がないこととなりますので、このような不都合が生じないように、例のような規定を設けておくことが、適当と考えられます。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 【解説】

会計年度の定め方については、特に制限はありません。「1月1日からその年の12月31日まで」、あるいは、「4月1日から翌年3月31日まで」とするのが一般的と考えられます。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ四日市市長の認可を受けなければ変更することはできない。

#### 【解説】

認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができ

、規約の変更は総会の専決事項となっています。また規約の変更は、市町村長の認可を受けなければなりません(地方自治法第260条の3)。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

#### 【解説】

認可地縁団体は、①規約で定めた解散事由の発生、②破産手続き開始の決定、③認可の取消し、④総会の決議、⑤構成員が欠けたことの各事由により、解散するものとされています(地方自治法第260条の20)。これ以外の解散事由を定めることも可能であると考えられます。また、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができないとされています(地方自治法第260条の21)。解散という重要事項は、総会の決議によるべきであり、役員会等の決議をもって代えることはできません。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

#### 【解説】

解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属します(地方自治法第260条の31)が、認可地縁団体の目的からすると、その財産を営利法人や会員に分配することは適当ではありません。そこで規約例のように規定することが適当と考えられます。解散の議決同様、総構成員の4分の3以上の決議を得ることが望ましいと言えます。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障

のない限り、閲覧することができる。

**【解説】**

認可地縁団体は財産目録を必ず作成し、構成員名簿とともに主たる事務所に備え置かなければなりません(地方自治法第260条の4)。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

**【解説】**

規約を施行するにあたっての細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。細則としては、「弔慰金支給規程」、「旅費規程」等が考えられます。

附 則

- 1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和 年 月 日までとする。
- 4 この規約の施行時における役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、令和 年 月 日までとする。

**【解説】**

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。そのため、設立初年度は団体の会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項、第4項の規定を設けることが適当であると考えられます。また、規約改正の経緯が分かるように、改正年月日を記載しておくといでしょう。

## 別 表（例）

〇〇町自治会規約第3条に定める区域

四日市市〇〇町字△△1から49まで、59から242の1まで、242の4、242の7から278の3まで、〇〇町字××の区域の全部、〇〇町字△×578から614まで、616の1、616の2、620の3から698の7まで、699から714まで

以下余白

## 〇地縁団体の規約の作成について

・上記規約は、一般的な例ですので、各団体の規約作成にあたっては、記載例や解説を参考にし、各団体の実情に合った定めをすることが必要です。

・自治会が、地縁団体の認可を得ようとする場合は、規約の作成が必要です。そして、規約には次の8つの事項が必ず定められていなければなりません(地方自治法第260条の2第3項)。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項  
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

・認可を受けた地縁団体が、規約を変更しようとするときは、申請書を提出し、市長の認可を得る必要があります。

●●自治会総会議事録

1 開催日時 年 月 日 時から 時まで

2 会場

3 会員数 名

4 出席会員数 名（うち委任状出席 名）

5 議事事項

第1号議案 年度事業報告について

第2号議案 年度決算報告について

第3号議案 役員選任の件について

第4号議案 年度事業計画（案）について

第5号議案 年度予算計画（案）について

6 議案経過の概要及び議案別議決の結果

本総会の議長選任を諮ったところ、満場一致により 氏を選任した。  
続いて、議案の審議に入った。

第1号議案 ○○○○より△△年度の事業報告について説明が行われた。その後  
第1号議案について、以下の通り質問があった。

<質疑>

<回答>

その後議長が他に意見のない事を確認し、挙手により採決を行った  
ところ、全員賛成であったので、議案は原案どおり承認された。

第2号議案 異議なく承認された

第3号議案 別表のとおり役員を選任した。

第4号議案 異議なく承認された

第5号議案 異議なく承認された

7 議事録署名人について

議事録署名人に次のものを選任した。 氏 氏

以上をもって、本総会の議案審議を終了したので、閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は、次に署名  
又は記名押印する。

年 月 日

議 長

議事録署名人

同

別表

●● 自治会 役員名簿

会 長

副 会 長

書 記

会 計

監 事

●●自治会●●総会議事録

- 1 開催日時 年 月 日 時から 時まで  
2 会場  
3 会員数 名  
4 出席会員数 名（うち委任状出席 名）  
5 議事事項

第1号議案 地縁による団体認可申請の件について

第2号議案 ●●自治会規約の件について

第3号議案 役員選任の件について

- 6 議案経過の概要及び議案別議決の結果

本総会の議長選任を諮ったところ、満場一致により 氏を選任した。  
続いて、議長挨拶後、議案の審議に入った。

第1号議案 ここで〇〇〇〇より地縁による団体の認可申請について説明が行われた。議案2、3も関連する内容のため一括して説明が行われ、その後各議案について個別に審議が行われた。認可申請について2名の者から質疑があった。質疑の内容と回答は以下のとおり

<質問①>

<回答①>

<質問②>

<回答②>

第2号議案 上記質問の後、意見を求めたが他に意見も無かったので、挙手に

第3号議案 より採決を行ったところ、全員賛成であったので、議案は原案どおり承認された。

- 7 議事録署名人選出について（2名）

議事録署名人に次の者を選任した。 氏 氏

以上をもって、本総会の議案審議を終了したので、閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は、次に署名又は記名押印する。

年 月 日

議 長

議事録署名人

同

●●自治会●●総会議事録

- 1 開催日時 年 月 日 時から 時まで  
2 会場  
3 会員数 名  
4 出席会員数 名（うち委任状出席 名）  
5 議事事項

第1号議案 ●●自治会規約変更の件について

- 6 議案経過の概要及び議案別議決の結果

本総会の議長選任を諮ったところ、満場一致により 氏を選任した。  
続いて、議案の審議に入った。

第1号議案 議案について、議長が意見を求めたが、特に意見も無かったので、  
挙手により採決を行ったところ、全員賛成であったので、議案は  
原案どおり承認された。

- 7 議事録署名人について

議事録署名人に次のものを選任した。 氏 氏

以上をもって、本総会の議案審議を終了したので、閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は、次に署名  
又は記名押印する。

年 月 日

議 長

議事録署名人

同